

埼玉県における重度心身障害者医療費支給事業の変更点について

1 県の事業概要

(1) 助成対象者

ア. 身体障害者手帳 1～3 級所持者

イ. 療育手帳^①、A、B 所持者

ウ. 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（精神病床への入院費用は対象外）

エ. 後期高齢者医療制度の障害認定者

※ただし、平成 27 年 1 月以降に、65 歳以上で新たに上記ア～エに該当する心身障害者となった者は対象外

(2) 所得制限 なし ⇒ あり

(3) 自己負担金 なし

2 県の制度変更

(1) 変更の内容

応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから所得制限を導入する。

- ・ 所得の基準：国の「特別障害者手当」に準拠（所得額約 360 万 4 千円）
- ・ 所得審査の対象：本人のみ

(2) 変更の時期 平成 31 年 1 月 1 日

※平成 31 年 1 月 1 日以降、新規資格取得者に対して順次適用する。

既存の受給者は、次回の受給資格証更新時（平成 34 年 10 月 1 日）から適用

重度心身障害者医療費助成制度への所得制限導入について（案）

- 応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから所得制限を導入する。

【所得制限導入案概要】

所得の基準

国の「特別障害者手当」の所得基準に準拠

所得 360.4 万円 ≒ 年収 518 万円 ※扶養親族等 0 の場合

【理由】

- ①他県において最も多く準拠している基準額（18 都道府県）。近接する東京都や神奈川県が準拠。
- ②民間平均給与額（H28 正規雇用者 487 万円）より高い。

所得制限の対象

本人のみ（未成年も同様）

【理由】

福祉医療は障害があることが理由で経済的に困難な方を福祉的な観点から援助するため、医療費にかかる負担を県と市町村で助成する制度である。家族等の所得を勘案することはその負担を家族等に課することとなる。

所得把握

1 把握方法

- ①市町村が本人の同意を得たうえで税情報等で確認する
- ②転入者については本人から所得証明書の提出を求める

2 把握時期

【新規】

- ①1月～9月申請分 前々年の所得
- ②10月～12月申請分 前年の所得

【更新】

10月1日までに前年の所得を基準に算定し、基準以下なら自動更新し受給者証を送付。基準額以上なら支給停止通知を送付。

未申告者への対応

基準以下の所得と推定し助成対象とする。

【理由】

特別障害者手当の取扱いに準拠。

経過措置

30年度は新規申請者のみ導入 → 受給者証は既存と合わせるため9月終期で発行
既存の受給者は次回更新時（34年10月）に導入